

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様並びに社会に対する責任を自覚し、経営資源の最適活用を図り、長期的、継続的な株主価値の最大化を実現するとともに、社会規範に沿った事業活動を行い、コーポレート・ガバナンスを充実させていくことが経営上の最重要課題のひとつと位置付けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東ソー株式会社	1,608,200	18.65
一般財団法人松永財団	916,000	10.62
三菱製紙販売株式会社	607,200	7.04
株式会社広島銀行	322,500	3.74
マナック社員持株会	315,164	3.65
杉之原 祥二	254,426	2.95
株式会社合同資源	200,000	2.32
株式会社三菱東京UFJ銀行	139,100	1.61
光和物産株式会社	121,000	1.40
中尾薬品株式会社	101,500	1.18

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第二部

決算期 3 月

業種 化学

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 9 名

定款上の取締役の任期 更新 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 更新 9 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 更新 4 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
内山 佳之	他の会社の出身者					○		○				
千種 琢也	他の会社の出身者					○		○				
内海 康仁	他の会社の出身者							○	○			
本田 祐二	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内山 佳之				・内山氏は、東ソー株式会社の理事、ウレタン事業部副事業部長兼企画開発室長であり、当社の属する化学業界全般の知識・経験が豊富であります。その知識・経験を、当社の経営に反映していただけるものと考え、選任しております。 ・同氏は、当社大株主である東ソー株式会社の理事、ウレタン事業部副事業部長及び企画開発室長を兼務しておりますが、同氏を通じて東ソー株式会社との情報交換を行うことで、取締役による業務執行監督機能の実効性向上を図っております。 ・なお、東ソー株式会社及び同社グループ各社との取引については、一般的取引条件と同様に決定しており、社外取締役の独立性に関しても問題ないものと考えます。

千種 琢也	○		——	・千種氏は、当社原材料仕入先である三菱製紙販売株式会社の執行役員社長室長であり、当事業領域、事業内容に関する知識・経験が豊富であります。その知識・経験を、当社の経営に反映していただけるものと考え、選任しております。 ・同氏は、当社大株主である三菱製紙販売株式会社の執行役員社長室長を兼務しておりますが、同氏を通じて三菱製紙販売株式会社との情報交換を行うことで、取締役による業務執行監督機能の実効性向上を図っております。 ・なお、三菱製紙販売株式会社及び同社が属するグループ各社との取引については、一般的取引条件と同様に決定しており、社外取締役の独立性に関しても問題ないものと考えます。
内海 康仁	○		——	・内海氏は、企業経営ならびに監査役としての豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しておられることから、当社の社外取締役に適任であると考え、選任しております。 ・なお、光和物産株式会社との取引については、市場価格を勘案し、一般的取引条件と同様に決定しており、社外取締役の独立性に関しても問題ないものと考えます。
本田 祐二	○	○	当社は本田氏を独立役員として指定しております。	・本田氏は、弁護士としての専門的な知識や経験を、当社の業務に活かしていただけるものと考え、選任しております。同氏は、現在・最近及び過去において、一般株主と利益相反の生じる立場になく、十分に独立した立場からの監督が可能であり、独立役員として指定いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 **更新**

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 **更新** あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 **更新**

当社の監査室に属する者が、兼務をする形で監査等委員会の職務を補助しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

・当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しております。監査等委員会と会計監査人は、監査計画、監査実施状況、その他必要に応じて情報交換、意見交換等を行い、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

・内部監査部門として、監査室(2名)を設置しております。社内規程の遵守状況や内部管理体制の適正性等を評価し、監査等委員と密な連携をとりながら、内部監査の充実を図ることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新** 1 名

その他独立役員に関する事項

・取締役会及び監査等委員会に出席し、客観的・中立的な経営監視の観点及び弁護士としての専門的見地から、議案・審議につき必要な発言を適宜行っております。

・当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

将来的にはストックオプション等も視野に入れ、多面的に検討を行う計画としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び社外取締役の別に総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】更新

社外取締役には、取締役会開催時、事前に資料等を配布するよう努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

ガバナンス体制については、当社の企業規模や事業内容を総合的に判断して、監査等委員会設置会社形態が最適であると判断しており、監査等委員である社外取締役3名(うち独立役員として指定する者が1名)で構成される監査等委員3名体制で取締役の業務執行の監督機能向上を図っております。また、当社の属する化学業界や事業内容全般についての知識・経験のある社外取締役1名を選任し、監督機能の実効性向上を図っております。

当社の取締役会は、平成27年6月25日現在、9名(うち社外取締役4名)で構成しております。取締役会は、原則として月1回開催し、重要事項の決定及び業務執行の監督を行っております。社外取締役4名は、社内選出の取締役とは別の視点から経営活動を監督しており、客観的、中立的な経営思考からの意見を取り入れることにより、取締役会での適切な意思決定が行われる体制としております。

また、経営管理組織の整備・充実のため、取締役会に準ずる機関として経営戦略会議(常勤取締役で構成)を月1回行っており、重要事項についての確かつ迅速な意思決定を行い、急速に変化する経営環境に対応できる経営管理体制をとっております。

加えて当社は監査等委員会設置会社制度を採用しており、監査等委員会は平成27年6月25日現在、3名で構成し、3名全員が社外取締役であります。監査等委員は、取締役会をはじめ社内の重要会議に出席し、取締役の業務執行及び企業活動の適法性、妥当性について監査しております。

会計監査人につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法監査及び金融商品取引法監査を受けており、当社は正確な経営情報、財務情報の提供に配慮しております。なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、柴田良智氏、中原晃生氏の2名であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他6名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、監査等委員会設置会社制度が創設されたことを踏まえ、業務執行に対する取締役会の監督機能の強化及び社外取締役の経営参画による透明性・効率性の向上を目的として、監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、更なるコーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的として、現状の体制を選択しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定

第70回定時株主総会開催日：平成27年6月24日

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

IR資料のホームページ掲載

当社ホームページの「IR情報」に掲載しております。

IRに関する部署（担当者）の設置

当社管理部にて担当しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの
立場の尊重について規定

企業行動憲章等にて明記しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社は環境保全への取組みを経営の最重要課題の1つと認識し、「マナック環境方針」に沿って環境への取組みについての計画を策定して、企業活動を展開しております。
また、当社ホームページに、CSR報告書を掲載しております。

ステークホルダーに対する情報提供に
係る方針等の策定

法令及び証券取引所の開示規則に従い、必要な情報提供を行うこととしております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムに関する基本的な考え方は次のとおりであります。

内部統制システム構築の基本方針について

一. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社の取締役及び使用人は、社会における企業人として求められる倫理観に基づき、企業行動憲章及び倫理規程に従い、また法令及び定款を遵守し、適切な経営と業務執行を行う。
2. 取締役は、重大な法令・社内規程違反や、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会または監査等委員会に報告する。
3. 業務の遂行が、法令及び定款に適合することを確保するため、監査室が内部監査を行い、また、問題が生じた場合は就業規則に則り適正な処分を行う。
4. 法令順守において疑義のある行為に気づいた場合に、使用人が直接通報を行う手段として内部通報制度を制定し運用する。また、社外窓口として弁護士等を活用し、通報者の希望により匿名性を保障すると共に、通報者に不利益がないことを確保する。
5. 監査等委員は、コンプライアンス体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めたときは、意見を述べると共に、改善策の提示を求めることができる。

二. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役が関与する職務の執行に係る文書並びに重要な情報については、文書規程並びに情報管理規程に基づき、適切かつ確実に保存・管理する。
2. 法令または証券取引所の適時開示規則に従い、必要な開示を行う。
3. 上記1. の文書は、少なくとも10年間保管するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

三. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 経営に重大な影響を与えるリスクに対処するため、予め必要な対応方針を整備し、発生したリスクによる損失を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。
2. リスク管理体制の対応のためリスク管理規程を定め、それに沿った運営を行う。

四. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役の職務執行については、取締役会規程、役員関係規程、組織規程等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細等について定め、効率的な職務執行を行う体制を構築する。
2. 取締役会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項についての審議、議決、また、取締役の業務執行状況の監督等を行う。

五. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 関係会社管理に関する規程に基づき、子会社を含めたコンプライアンス体制、リスク管理体制を整備し指導すると共に、内部通報制度の子会社等への適用拡大を図る。
2. 監査等委員並びに内部監査部門にて定期的に子会社等の業務監査を実施し、また、子会社の監査役と情報交換の場を設け、監査実施状況及びその結果は、その重要性に応じて取締役会等の所定の会議にて報告を行う。

六. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 監査等委員の職務を補助する使用人を監査等委員から求められた場合は、監査等委員と協議の上、合理的な範囲で決定する。
 2. 当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を得ることとし、また、当該使用人は、当社及びその子会社の業務執行に係る役職は兼務しない。
- 七. 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制及びその他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 取締役及び使用人は、監査等委員の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。また、取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告等を行うと共に、全社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査等委員会に報告する。
2. 監査等委員は、内部監査部門と緊密な連携を保ち、必要に応じて当該部門及び関連部門に調査を求めることができる。
3. 監査等委員は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見・情報交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人にその監査に関する報告を求める。
4. 監査等委員は、必要に応じて会社の顧問弁護士とは別に、外部のコンサルタント等を活用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して会社組織として毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。そして、次のような取組みを行っています。

- ・「企業行動憲章」において、『反社会的勢力とは一切の関係を遮断する』ことを明記し、当社の全社員に周知徹底し、当社ホームページにも掲載しています。
- ・警察当局、関係団体などとの間で定期的に反社会的勢力に関する情報交換、意思疎通を行うなどの連携関係を構築しています。
- ・役員、従業員に対して、コンプライアンス教育等の機会を通じて反社会的勢力排除に向けた啓発活動を行っています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項